

令和6年度

横手西部農業水利事業

石持川幹線排水路仮設進入路造成他工事

特 別 仕 様 書

東北農政局 平鹿平野農業水利事業所

第1章 総則

横手西部農業水利事業 石持川幹線排水路仮設進入路造成他工事の施工に当たっては、農林水産省農村振興局制定「土木工事共通仕様書」（以下「共通仕様書」という。）に基づいて実施する。

なお、共通仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。

第2章 工事内容

1. 目的

本工事は、横手西部土地改良事業計画に基づき実施する石持川幹線排水路改修の施工に必要な仮設進入路、工事用道路の造成及び石持川幹線排水路堤脚水路を造成するものである。

2. 工事場所

秋田県横手市雄物川町薄井字鳥屋場地内他

3. 工事概要

本工事の概要は、次のとおりである。

(1) 施工延長 L=1,234.60m

施工始点 測点ANO.0-624.46

施工終点 測点ANO.6+5.40

(2) 主要工事内容

- | | | |
|-----------------|-----|-----------|
| 1) 仮設進入路工 | L = | 309.50m |
| 2) プラントヤード・仮置場工 | 1 | 式 |
| 3) 工事用道路工 | L = | 1,234.60m |
| 4) 堤脚水路工 | L = | 655.53m |
| 5) 仮設工 | 1 | 式 |

4. 工事数量

別紙ー1「工事数量表」のとおりである。

なお、備考にある「概」は概略数量である。

第3章 施工条件

1. 工事着手可能時期

本工事は周辺の営農等に支障が生じないように、仮設進入路、工事用道路の造成に着手する時期を10月11日と想定しているが、工事着手にあたっては事前に監督職員の下承を得るものとする。

2. 工事期間中の休業日

工事期間中の休業日としては、雨天・休日等79日を見込んでいる。なお、休業日には、土曜日、日曜日、祝日、年末年始休暇を含んでいる。

3. 施工しない日

原則、土曜日及び日曜日、年末年始休暇（12月29日～1月3日）。

ただし、週休2日の取得に要する費用の計上の試行工事のうち週休2日の実施を取り組む工事については、提出する実施計画書によるものとする。

なお、冬期間の気象条件等により上記の工事を施工しない日においてやむをえず施工が必要となった場合は、監督職員と協議するものとする。

4. 工期

本工事は、受注者の円滑な工事施工体制を確保するため、事前に建設資材、建設労働者などの確保が図れるよう余裕期間を設定した工事である。

余裕期間内は、主任技術者又は監理技術者を配置することを要しない。

また、資材等の手配等を行うことができるが、資材の搬入、仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。

なお、余裕期間内に行う手配等は受注者の責により行うものとする。

工 期：令和6年9月12日から令和7年2月18日まで

(余裕期間：契約締結の日から令和6年9月11日まで)

※ 契約期間において、余裕期間内に受注者の準備が整った場合は、監督職員と協議の上、工期に係る契約を変更することにより、工事に着手することができるものとする。

なお、低入札価格調査等により、上記の工事の始期以降に契約締結となった場合には、余裕期間は適用しない。

5. 現場技術員

本工事は、共通仕様書第1編1-1-9に規定している現場技術員を配置する。なお、氏名等は別に通知する。

第4章 現場条件

1. 土質

本工事の施工場所の土質は、粘性土及び礫質土を想定している。

2. 安全対策（架空線等公衆物損事故防止）

架空線等上空施設の安全施設については、共通仕様書第1編1-1-34及び3-2-2に基づき必要な措置を講じなければならない。

なお、架空線の防護措置における防護管設置に係る費用は計上していないが、契約後、架空線管理者との協議により必要となった場合は、監督職員と協議し、契約変更の対象とする。

3. 第三者に対する措置

(1) 騒音、振動対策

1) 騒音、振動等の対策については十分に配慮するとともに、地域住民との協調を図り、工事の円滑な進捗に努めなければならない。

2) 騒音、振動調査は、施工途中において騒音調査（2方向×3地点／1発生源）及び振動調査（3点／1側線）を各1回行うものとし、調査時期及び場所等は、監督職員と協議するものとする。

なお、次の基準を超える場合には、直ちに作業を中止し、監督職員と協議しなければならない。

騒音基準：85dB

振動基準：75dB

(2) 保安対策

- ア 本工事において国道107号線に配置する交通誘導警備員は、警備員等の検定等に関する規則（平成17年11月18日国家公安委員会規則第20号）に基づく交通誘導警備検定合格者（1級又は2級）とする。
- イ 本工事において市道薄井線に配置する交通誘導警備員は、原則として警備業法に定める警備員（指導教育責任者講習修了、指定講習又は、基本教育及び業務別教育を受けた者）であって、交通誘導の専門的な知識・技能を有する者とする。
- ウ 交通誘導警備員は別図1－1、別図1－2に示す位置に次表のとおり配置する計画としているが、関連工事との調整及び道路管理者等との協議により配置場所、員数又は資格要件に変更が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。

配置場所	交通誘導警備員	昼夜別	交代要員の有無	備考
国道107号線 荒小屋東仮置場出入口部	1名／日	昼間	無	交通誘導警備員A
市道薄井線 工事用進入路出入口部	1名／日	昼間	無	交通誘導警備員B

(3) 交通対策

公道の使用に当たっては、地元住民及び一般車両の通行を優先させなければならない。

(4) 防塵対策

工事実施にあたり、粉塵等により地域住民及び農作物等に被害を与えるおそれがある場合は、必要な防塵対策等について監督職員と協議するものとする。

(5) 公道の清掃

本工事の車両通行によって公道を汚した場合は、必要に応じて監督職員と調整の上、清掃を実施するものとする。なお、清掃方法等は監督職員と協議の上、決定するものとする。

4. 関係機関との調整

工事の実施に当たっては、共通仕様書第1編1－1－42に基づき関係諸法令、諸法規を遵守して行うものとする。

第5章 指定仮設

1. 土砂仮置場

- (1) 土砂搬出場所は図面に示す箇所とし、場所、使用目的、搬入予定量は次表のとおりである。ただし、搬出予定量は概算数量とする。

場所	使用目的	搬出予定量	備考
秋田県横手市平鹿町浅舞荒小屋東	仮設進入路、プラントヤード・仮置場	2,950m ³	荒小屋東土砂仮置場
秋田県横手市平鹿町浅舞砂子田	工事用道路	3,770m ³	砂子田土砂仮置場

- (2) 土砂仮置場から工事現場に土砂を搬出する場合は、土砂仮置場内の掘削場所について事前に監督職員の立会の上、指示を受けるものとする。

2. 建設発生土受入地

- (1) 工事現場で発生した土砂は、仮置場へ搬出するものとし、搬出予定量は次表のとおりであ

る。ただし、搬出予定量は概算数量とする。

名称	場所	搬出予定量	備考
仮置場	秋田県横手市雄物川町薄井字鳥屋場	4,770m ³	

- (2) 土砂搬出に先立ち、仮置計画を提出し、監督職員の承認を得るものとする。
- (3) 搬出量の実績は、監督職員立会いの上、土量検収を行い、監督職員に報告するものとする。
- (4) 仮置場への搬出が難しい場合は、速やかに監督職員と協議するものとする。

3. 除雪工

工事現場内における除雪対象積雪は10cm以上とする。なお、除雪を行った場合は、除雪実施状況（積雪深、除雪範囲及び除雪方法等）を監督職員に報告するものとする。

第6章 工事用地等

1. 発注者が確保している用地

発注者が確保を予定している工事用地及び工事施工上必要な用地（以下「工事用地等」という。）は、別図－2に示すとおりである。

2. 工事用地等の使用

- (1) 発注者が確保を予定している工事用地等の使用に当たっては、事前に監督職員の立会の上、用地境界及び使用条件を確認しなければならない。
- (2) 工事用地等は、別紙－2に示す「国営土地改良事業の工事施行に伴う土地の使用基準」に基づき使用するものとする。
- (3) 工事用地等のうち借地部の農地の使用に当たっては、使用前及び使用後の標高を確認するものとする。
- (4) 工事用地等の地権者及び周辺地域住民と折衝する場合は、あらかじめ監督職員と打合せを行い、紛争等が生じないよう十分注意するものとする。
- (5) 発注者が確保を予定している工事用地等（借地部）は土木シートを敷設した後に、造成又は仮置するものとする。

第7章 貸与品

1. 貸与する材料は、次のとおりである。

品 名	規 格	単 位	数 量	備 考
敷鉄板	22×1,524×6,096	枚	13	

2. 引渡し場所

秋田県横手市雄物川町今宿字高花地内（工事現場資材置場内）

3. 引渡しについて

引渡し方法及び時期等については、監督職員と打合せのうえ決定するものとする。

第8章 工事用電力

本工事に使用する電力設備は、受注者の責任において準備しなければならない。

第9章 工事用材料

1. 規格及び品質

本工事で使用する主要材料の規格及び品質は次のとおりである。なお、これにより難い場合は、同等品相当の材料を使用するものとし、監督職員の承諾を得るものとする。

また、J I S規格品は、改正工業標準化法（平成16年6月9日公布）に基づき国に登録された民間の第三者機関（登録認証機関）により認証を受けた工場（J I Sマーク表示認証工場）での製造品とする。

(1) 砕石及び骨材

再生クラッシャーラン RC-40

粒度調整砕石 M-40

単粒度砕石 5号

(2) 鉄筋コンクリート用棒鋼

異形棒鋼 JIS G 3112 SD295

(3) 再生加熱アスファルト混合物

再生密粒度アスコン 13T (2.35t/m³)

(4) コンクリート

JIS A 5308レディーミクストコンクリートとし、配合諸元は次表のとおりとする。

ただし、「セメントの種類による記号」欄において、12月～3月に打設する場合はNとする。

種類	呼び 強度 (N/mm ²)	スラ ンプ (cm)	粗骨材 の最大 寸法 (mm)	水セメ ント比 W/C (%)	セメン トの種 類によ る記号	使用目的
無筋コンクリート	18	8	25	65以下	N	均しコンクリート 基礎コンクリート 床版コンクリート

2. 見本又は資料提出

主要材料及び次表に示す工事材料は、使用前に試験成績書、見本、カタログ等を監督職員に提出して承諾を得なければならない。なお、これ以外の材料についても監督職員が提出を指示する場合がある。

材料名	提出物
砕石	試験成績書、粒度分析表
山砂（S F材相当）	試験成績書、粒度分析表
コンクリート二次製品	カタログ、試験成績書
コンクリート	配合報告書、試験成績書
再生加熱アスファルト混合物	試験成績書
瀝青材	試験成績書
鉄筋	カタログ、（[納品時]ミルシート）

3. 監督職員の検査又は試験

次表に示す工事材料は、使用前に監督職員の検査を受けなければならない。

材料名	検査項目	備考
可変勾配側溝型暗渠	外観、寸法等	1,000個ごとに1個
プレキャスト集水桝	外観、寸法等	1,000個ごとに1個

4. 資材の調達

次の資材については、以下の調達地域等から調達することを想定しているが、安定的な確保を図るために、当該調達地域等以外から調達せざるを得ない場合には、事前に監督職員と協議するものとする。

また、購入費用及び輸送費等に要した費用について、証明書類（実際の取引伝票等）を監督職員に提出するものとし、その費用について設計変更することとする。

資材名	規格	調達地域等
再生クラッシャーラン	RC-40	秋田県横手市
粒度調整碎石	M-40	秋田県横手市
単粒度碎石	5号	秋田県横手市
山砂	S F 材相当	秋田県横手市
敷鉄板（仮設材）	22×1,524×6,096	秋田県秋田市

5. 工事に使用する購入土砂について

受注者は、工事で使用する土砂を現場に搬入する前に、土砂が採取された箇所の土砂採取に係る関係法令の許認可書（採石法第33条による採取計画認可書、砂利採取法第16条による採取計画認可書、森林法第10条の2による林地開発許可書）の写しを監督職員に提出しなければならない。

第10章 施工

1. 一般事項

(1) 基準点

本工事に使用する基準点及び水準点は、別途監督職員が指示するものとする。

(2) 検測又は確認（施工段階確認）

ア 本工事の施工段階確認は、下表に示すとおりである。ただし、確認時期については、監督職員の指示により変更する場合がある。

イ 下表に示す以外の工種は、自主検査記録を確認する場合があるので、監督職員が求めた場合、これに応じなければならない。

工種		確認内容	確認時期	遠隔 確認 対象	備考
共通 工事	掘 削	床付け状況、 基準高さ	初期床付け完了時		
		地質状況	地質変化時		
	砕石基礎	幅、厚さ、高さ	初期施工段階で1箇所		
	路盤工	基準高、厚さ	初期施工段階で1箇所、 以降構造変更毎に1箇所		500mにつ き1箇所

※遠隔確認の対象については、対象とするものに○を記載する。

2. 再生資源等の利用

(1) 再生資材の利用

受注者は、次に示す再生資材を利用しなければならない。

資材名	規格	備考
再生クラッシャーラン	RC-40	仮設進入路、工事用道路 堤脚水路
再生密粒度アスコン	13T	仮設進入路

なお、舗装材に使用する場合には、「舗装再生便覧」（（公社）日本道路協会発行）等を遵守する。

3. 建設資材廃棄物等の搬出

本工事の施工に伴い発生する建設資材廃棄物等を本現場内で利用することが困難な場合は、次に示す処理施設へ搬出するものとするが、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

建設資材 廃 棄 物	処理施設名	住所	受入時間	事業区分
有筋コンクリート塊	(株) 吉田建設リ サイクルセンター 吉田	秋田県横手市雄物川町 薄井字両頭57-1	8:00～17:00	再資源化 施設業者

4. 特定建設資材の分別解体等

本工事における特定建設資材の工程ごとの作業内容及び分別解体等の方法は、次のとおりである。

工 程 ご と の 作 業 内 容 及 び 解 体 方 法	工程	作業内容	分別解体等の方法
	①仮設	仮設工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用
	②土工	土工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用
	③基礎	基礎工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用
	④本体構造	本体構造の工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用

	⑤本体付属品	本体付属品の工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用
	⑥その他 ()	その他の工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用

5. 仮設進入路

(1) 仮設進入路

ア 仮設進入路の施工にあたり、詳細計画については別途指示する。

イ 仮設進入路出入口及びその周辺は、一般の通行に支障をきたさないよう受注者の責任において維持管理を行わなければならない。

また、善良な道路使用にも関わらず路面等の補修が必要になった場合は、監督職員と協議するものとする。

ウ 舗設工

(ア) 下層路盤は、施工条件に合った敷均し機械により、再生クラッシャーラン RC-40 を敷均し、施工条件に合った機種で締固めをしなければならない。

(イ) 上層路盤は、施工条件に合った敷均し機械により、粒度調整砕石 M-40 を敷均し、施工条件に合った機種で締固めをしなければならない。

(ウ) 表層工は、施工条件に合った敷均し機械により、再生加熱アスファルト混合物を敷均し、施工条件に合った機種で締固めをしなければならない。

(エ) 表層工の施工に当たっては、プライムコート（アスファルト乳剤 PK 3）、126 リットル/100m² 以上を路盤面に均一に散布し表層との密着をはからなければならない。

6. プラントヤード・仮置場工

(1) プラントヤード・仮置場工

ア プラントヤード・仮置場の施工にあたり、詳細計画については別途指示する。

イ 仮置場として使用する前に盛土計画書を作成し監督職員の確認を得るものとする。

また、仮置場造成後は土砂の仮置前に監督職員の確認を得るものとする。

ウ 土砂仮置き先立ち、土木シートを敷設した後、耕地保護土として、山砂（t=450mm）で施工しなければならない。

エ 仮置場の養生として、耕地保護部に集水管（φ150）を設置しなければならない。

7. 工事用道路工

(1) 工事用道路工

ア 表土はぎ取りの厚さは 30cm としているが、施工に先立ち、監督職員立会いの上、表土厚の確認を得るものとする。

なお、表土厚に、差異が生じた場合には監督職員と協議するものとする。

イ 工事に先立ち工事用道路の計画縦断図を作成し、監督職員の確認を得るものとする。

ウ 工事期間中は、受注者の責任において維持管理を行わなければならない。

また、善良な道路使用にも関わらず路面等の補修が必要となった場合は、監督職員と協議するものとする。

エ 路床盛土

(ア) 工事用道路に使用する盛土材は、指定の土砂仮置場の土砂を用いるものとする。

(イ) 路床部の盛土は事前に締め固め試験を実施し、試験結果に基づいて施工しなければならない。

また、路床盛土の品質管理については、現場密度試験を行うものとする。なお、最大乾燥密度は締固め試験JIS A 1210によるものとし、最大乾燥密度に対する所要の締固め度は、突固め方法の呼び名A又はBで90%以上若しくはC、D又はEで85%以上とする。

8. 堤脚水路工

(1) 掘削

- ア 掘削土は、埋戻及び盛土に流用するもの以外は全て建設発生土受入地へ搬出しなければならない。
- イ 掘削において、過掘となった場合は、監督職員の承認を得た良質な材料を用いて8.(2)に準じた転圧を行い、埋め戻さなければならない。
- ウ 掘削に当たっては、法面の崩落に十分注意して施工しなければならない。
- エ 法面の崩落により他の施設に重大な影響が発生又はそのおそれが認められる場合は、作業を中止して速やかに監督職員と協議しなければならない。

(2) 埋戻及び盛土

- ア 埋戻及び盛土は、一層の仕上り厚さが30cm程度になるようにまき出しするものとする。
 - イ 本工事における埋戻及び盛土の材料は、掘削土を使用するものとする。
ただし、掘削土の土砂が埋戻及び盛土の材料として適さない場合は、監督職員と協議するものとする。
 - ウ 埋戻及び盛土の品質管理については、現場密度試験を行うものとする。なお、最大乾燥密度は締固め試験JIS A 1210によるものとし、最大乾燥密度に対する所要の締固め度は、突固め方法の呼び名A又はBで85%以上若しくはC、D又はEで80%以上とする。
- (3) 既設フリュームの一部は堤脚水路に流用するものとし、既設フリュームの撤去に当たっては、十分留意し施工するものとする。
なお、損傷が著しく再利用に適さない場合は、監督職員と協議するものとする。
- (4) 基礎碎石
基礎碎石の締固めは、十分に締固めなければならない。
- (5) コンクリート打設後は、適切な方法により養生を行うものとする。
- (6) 堤脚水路の施工にあたっては、既設水路の敷高を確認し接続に支障がある場合は、監督職員と協議するものとする。

9. 既設構造物撤去工

- (1) 既設構造物の撤去にあたり、事前に監督職員の立会の上、撤去範囲の確認を得るものとする。
なお、撤去数量については計測確認を行い、監督職員と報告するものとする。

10. 農地復旧工

- (1) 既設田面排水柵は流用するものとし、既設田面排水柵の撤去に当たっては、十分留意し施工するものとする。
なお、損傷が著しく再利用に適さない場合は、監督職員と協議するものとする。

11. 土壌分析

(1) カドミウム含有量試験

- ア カドミウム含有量試験の検体採取位置は、監督職員と打合せの上、決定するものとする。
- イ 試験方法は、「土壌含有量調査に係る測定方法を定める件」（平成15年3月6日付け環境省告示第19号）の別表に掲げる分析方法に準拠するものとする。

(2) カドミウム溶出試験

ア カドミウム溶出試験の検体採取位置は、監督職員と打合せの上、決定するものとする。

イ 試験方法は、「土壌の汚染に係る環境基準について」（平成3年8月23日付け環境庁告示第46号）の別表に掲げる分析方法に準拠するものとする。

第11章 施工管理

1. 主任技術者等の資格

主任技術者等の資格は、入札説明書による。

2. 施工管理

本工事の施工管理は、農林水産省農村振興局制定「土木工事施工管理基準」によるものとし同基準に定めのない追加項目とその管理基準は、次によらなければならない。

(1) 工事現場等における遠隔確認について

ア 本工事は、施工段階確認、材料検査、立会等による確認を受注者が動画撮影用カメラにより撮影した映像と音声を監督職員等に同時配信し、双方向通信により会話をしながら監督職員等がモニター上で工事現場等の確認（以下「遠隔確認」という）を行う工事である。

イ 遠隔確認の活用は「工事現場等における遠隔確認に関する実施要領」（令和6年3月22日5農振第3079号）によるものとする。

ウ 農林水産省が推奨するWeb会議システムは、Microsoft Teamsである。

エ 通信環境が整わない現場や遠隔確認が非効率となる場合も想定されることから、受発注者の協議により遠隔確認の適用・不適用を決定するものとする。

3. 工事写真における黒板情報の電子化について

黒板情報の電子化は、被写体画像の撮影と同時に工事写真における黒板の記載情報の電子的記入を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化を図るものである。

受注者は、工事契約後に監督職員の承諾を得たうえで黒板情報の電子化を行うことができる。黒板情報の電子化を行う場合、受注者は、以下の（1）から（4）によりこれを実施するものとする。

(1) 使用する機器・ソフトウェア

受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器・ソフトウェア等（以下「機器等」という。）

は「土木工事施工管理基準 別表第2 撮影記録による出来形管理」に示す項目の電子的記入ができるもので、かつ「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト

（CRYPTREC暗号リスト）」（URL「<https://www.cryptrec.go.jp/list.html>」）に記載する基準を用いた信憑性確認機能（改ざん検知機能）を有するものを使用するものとする。

(2) 機器等の導入

ア 黒板情報の電子化に必要な機器等は、受注者が準備するものとする。

イ 受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器等を選定し、監督職員の承諾を得なければならない。

(3) 黒板情報の電子的記入に関する取扱い

ア 受注者は、（1）の機器等を用いて工事写真を撮影する場合は、被写体と黒板情報を電子画像として同時に記録してもよいこととする。

イ 本工事の工事写真の取扱いは、「土木工事施工管理基準 別表第2 撮影記録による出来形管理」及び「電子化写真データの作成要領（案）」によるものとする。なお、上記（1）に示す黒板情報の電子的記入については、「電子化写真データの作成要領（案）6

写真編集等」に示す「写真編集」には該当しないものとする。

ウ 黒板情報の電子化を適用する場合は、従来型の黒板を写し込んだ写真を撮影する必要はない。

(4) 写真の納品

受注者は、(3)に示す黒板情報の電子化を行った写真を、工事完成時に発注者へ納品するものとする。

なお、受注者は納品時にURL

(http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index_digital.html) のチェックシステム

(信憑性チェックツール) 又はチェックシステム (信憑性チェックツール) を搭載した写真管理ソフトウェアを用いて、黒板情報を電子化した写真の信憑性確認を行い、その結果を監督職員へ提出するものとする。

(5) 費用

機器等の導入に要する費用は、従来の黒板に代わるものであり、技術管理費の写真管理に要する費用に含まれる。

4. 情報化施工技術の活用について

(1) 適用

本工事は、「情報化施工技術の活用ガイドライン」(農林水産省農村振興局整備部設計課)に基づき、受注者の発議により、下表の適用工種に係る起工測量、設計図書の精査、施工、出来形管理、出来形管理資料の作成等において、情報化施工技術を活用する「情報化施工技術活用工事」(受注者希望型)である。

情報化施工技術	適用工種
1. UAV空中写真測量出来形管理技術	土工、仮設工
2. TLS出来形管理技術	土工、仮設工
3. UAVレーザー出来形管理技術	土工、仮設工
4. 地上移動体搭載型LS出来形管理技術	土工、仮設工
5. ICT建設機械施工技術	土工、仮設工

(2) 協議・報告

受注者は、情報化施工技術の活用を希望する場合は、契約後、施工計画書の提出までに発注者へ協議を行い、協議が整った場合に情報化施工技術活用工事を行うことができるものとする。情報化施工技術活用工事を行う場合は、次の(3)～(7)によるものとする。

なお、情報化施工技術の活用を希望しない場合は、その旨監督職員に報告するものとする。

(3) 施工計画

受注者は、「情報化施工技術の活用ガイドライン」に基づき実施内容等について施工計画書に記載するものとする。

(4) 情報化施工技術に係る貸与資料

基本設計データの作成のために必要な貸与資料は、下表のとおりである。この他に必要な資料がある場合には、監督職員に報告し貸与を受けるものとする。なお、貸与を受けた資料については、工事完成までに監督職員へ返却しなければならない。

貸与資料	備考
1 令和4年度 横手西部農業水利事業 石持川幹線排水路付帯施設設計業務 報告書	

2 令和4年度 横手西部農業水利事業 石持川幹線排水路橋梁実施設計業務 報告書	
3 図面のCADデータ	

(5) 確認及び検査

受注者は、監督職員が行う施工段階確認等や検査職員が行う完成検査等において、施工管理データが組み込まれた出来形管理用TS等光波方式等を準備しなければならない。

(6) 電子納品

受注者は、情報化施工技術に係る資料について、「情報化施工技術の活用ガイドライン」に基づき、提出しなければならない。

(7) 情報化施工技術活用工事の費用

ア 情報化施工技術活用工事に要する費用については、設計変更の対象とし、「情報化施工技術の活用ガイドライン」により計上することとする。

イ 受注者は、発注者から依頼する歩掛や経費等の見積書提出に協力しなければならない。
また、発注者の指示により歩掛調査を実施する場合には協力しなければならない。

第12章 条件変更の補足説明

本工事の施工に当たり、自然的又は人為的な施工条件が設計図書等と異なる場合、あるいは、設計図書等に示されていない場合の施工条件の変更に該当する主な事項は、次のとおりである。

なお、両者協議の上、軽微と認めた事項については、変更しないことがある。

1. 土質状況等により構造及び工法を変更した場合
2. 転石が出現した場合
3. 既設構造物との接続により、施工内容の変更が生じた場合
4. 異常気象による急激な出水により、作業工程に支障が出た場合
5. 地下埋設物（埋蔵文化財を含む）の出現による工事等の中止があった場合
6. 土壌分析又は土質状態により、建設発生土受入地を変更する必要がある生じた場合
7. 除雪量に変更が生じた場合
8. 電力会社等との協議により架空線の防護管設置が必要となった場合
9. 土砂仮置場を変更する場合及び土砂仮置場の維持管理等を指示した場合
10. 既設構造物の取壊し方法等を変更する場合
11. 監督職員が設計変更に必要な調査、測量、設計及び図面作成並びに歩掛調査等を指示した場合
12. 第三者との協議により変更が生じた場合
13. 架空線等公衆物損事故防止対策として、施工機械等の配置・台数を変更する場合
14. 基礎地盤の土質確認試験等を変更追加する場合
15. 既設水路等からの流入状況に応じて水替工を変更追加する場合
16. 地権者との調整により、営農に必要な仮畦畔及び田面排水等を変更追加する場合
17. 遠隔確認の実施にあたり、機器等をリース又は購入する場合
18. 貸与する敷鉄板について、工事完了後の保管場所を変更し、保管場所までの運搬費を変更追加する場合
19. その他両者協議の上、必要と認めた場合
20. 土砂仮置場の復旧等について変更追加する場合

第13章 その他

1. 総価契約単価合意方式（包括的単価個別合意方式）について

- (1) 本工事は、請負代金額の変更があった場合における変更金額や部分払金額の算定を行う際に用いる単価等をあらかじめ協議し、合意しておくことにより、設計変更や部分払に伴う協議の円滑化に資することを目的として実施する総価契約単価合意方式（包括的単価個別合意方式）の対象工事である。
- (2) 受発注者間で作成のうえ合意した単価合意書は、公表するものとする。

2. 契約後VE提案

(1) 定義

「VE提案」とは、工事請負契約書第19条の2の規定に基づき、契約締結後、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等の設計図書の変更について、受注者が発注者に行う提案をいう。

(2) VE提案の意義及び範囲

ア VE提案の範囲は、設計図書に定められている内容のうち工事材料及び施工方法等に係る変更により請負代金額の低減を伴うものとし、原則として工事目的物の変更を伴わないものとする。

イ ただし、次の提案は、VE提案の範囲に含めないものとする。

(ア) 施工方法等を除く工期の延長等の施工条件の変更を伴う提案

(イ) 工事請負契約書第18条（条件変更等）に基づき条件変更が確認された後の提案

(ウ) 競争参加資格要件として求めた同種工事又は類似工事の範囲を越えるような工事材料、施工方法等の変更の提案

(3) VE提案書の提出

ア 受注者は、(2)のVE提案を行う場合、次に掲げる事項をVE提案書（共通仕様書様式6-1）に記載し、発注者に提出しなければならない。

(ア) 設計図書に定める内容とVE提案の内容の対比及び提案理由

(イ) VE提案の実施方法に関する事項（当該提案に係る施工上の条件等を含む）

(ウ) VE提案が採用された場合の工事代金額の概算低減額及び算出根拠

(エ) 発注者が別途発注する関連工事との関係

(オ) 工業所有権を含むVE提案である場合、その取扱いに関する事項

(カ) その他VE提案が採用された場合に留意すべき事項

イ 発注者は、提出されたVE提案書に関する追加的な資料、図書その他の書類の提出を受注者に求めることができる。

ウ 受注者は、VE提案を契約締結の日より、当該VE提案に係る部分の施工に着手する日の35日前までに、発注者に提出できるものとする。

エ VE提案の提出費用は、受注者の負担とする。

(4) VE提案の適否等

ア 発注者は、VE提案の採否について、原則として、VE提案を受領した日の翌日から14日以内に書面により通知するものとする。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、受注者の同意を得た上でこの期間を延長することができるものとする。

イ また、VE提案が適正と認められなかった場合には、その理由を付して通知するものとする。

ウ VE提案の審査に当たっては、施工の確実性、安全性、設計図書と比較した経済性を評

価する。

エ 発注者は、V E 提案により設計図書の変更を行う場合は、工事請負契約書第19条の2（設計図書の変更に係る受注者の提案）の規定に基づくものとする。

オ 発注者は、V E 提案により設計図書の変更を行う場合は、工事請負契約書第25条（請負代金額の変更方法等）の規定により請負代金額の変更を行うものとする。

カ 前記オの変更を行う場合においては、V E 提案により請負代金額が低減すると見込まれる額の10分の5に相当する金額（以下「V E 管理費」という。）を削減しないものとする。

キ V E 提案を採用した後、工事請負契約書第18条（条件変更等）の条件変更が生じた場合において、発注者がV E 提案に対する変更案を求めた場合、受注者はこれに応じるものとする。

ク 発注者は、工事請負契約書第18条（条件変更等）の条件変更が生じた場合には、工事請負契約書第25条（請負代金額の変更方法等）第1項の規定に基づき、請負代金額の変更を行うものとする。V E 提案を採用した後、工事請負契約書第18条（条件変更等）の条件変更が生じた場合の前記カのV E 管理費については、変更しないものとする。

ただし、双方の責に帰することができない理由（不可抗力、予測不可能な事由等）により、工事の続行が不可能又は著しく工事低減額が減少した場合においては、発注者と受注者が協議して定めるものとする。

（5）V E 提案書の使用

発注者は、V E 提案を採用した場合、工業所有権が設定されたものを除き、その内容が一般的に使用されている状態となった場合は、当該工事以外の工事においてその内容が無償で使用する権利を有するものとする。

（6）責任の所在

発注者がV E 提案を適正と認め、設計図書の変更を行った場合においても、V E 提案を行った受注者の責任が否定されるものではないこととする。

3. 電子納品

工事完成図書を、共通仕様書第1編1-1-37に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。

・工事完成図書の電子媒体（CD-R、DVD-R又はBD-R） 正副2部

4. 主任技術者等の専任期間

（1）請負契約の締結後から工事の始期までの期間については、主任技術者又は監理技術者の設置を要しない。

（2）契約締結の日から工事着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、発注者と受注者の間で書面により明確にした場合に限って、主任技術者又は監理技術者の工事現場での専任を要しない。

（3）工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続後、後片付け等のみが残っている期間については、発注者と受注者の間で書面により明確にした場合に限って、主任技術者又は監理技術者の工事現場での専任を要しない。なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、受注者に通知した日（例：「完成通知書」等における日付）とする。

5. ワンデーレスポンス実施に関する事項

「ワンデーレスポンス」とは、監督職員が受注者からの協議等に対する指示、通知を原則「その日のうち」に回答する対応である。ただし、「その日のうち」の回答が困難な場合は、いつまでに回答が必要なのかを受注者と協議の上、回答日を通知するなど、何らかの回答を

「その日のうち」にすることである。

なお、「その日のうち」とは午前に協議等が行われたものは、その日のうちに回答することを原則とし、午後に協議等が行われたものは、翌日中に回答するものとする。ただし、原則として閉庁日を除く。

6. 工事の施工効率向上対策

受発注者間の現場条件等の確認の場として、次の会議を設置するので、現場代理人等の受注代表は、次の事項及び農林水産省ウェブサイトの「工事の施工効率向上対策」を十分に理解の上、対応するものとする。

(1) 工事円滑化会議（施工条件確認会議）

工事契約後に、円滑な工事着手が図れるよう事業所長、次長、総括監督員、主任監督員（主催）及び監督員が、現場代理人、受注会社幹部に設計の考え方等を説明し、共有を図るものとする。なお、開催日程、出席者、課題等については現場代理人と監督職員の協議により定めるものとする。

(2) 工事円滑化会議（工程確認会議）

工事着手時及び新工種発生時等に受発注者間において、現場代理人及び受注会社幹部並びに事業所長、次長、主任監督員及び監督員が、現場条件、施工計画及び工事工程等について確認し、円滑な工事の実施を図る工事円滑化会議を開催するものとする。なお、工事円滑化会議は、主任監督員が主催するものとし、開催日程、出席者及び課題等については現場代理人と監督職員が協議して定めるものとする。

(3) 設計変更確認会議

工事完成前に、設計変更手続きや工事検査が円滑に行われるよう、現場代理人及び受注会社幹部並びに事業所長、次長、主任監督員及び監督員が、工期、設計変更内容、技術提案の履行状況等について、高いレベルで確認する設計変更確認会議を開催するものとする。なお、設計変更確認会議は、主任監督員が主催するものとし、開催日程、出席者及び課題等については現場代理人と監督職員が協議して定めるものとする。

(4) 建設コンサルタントの出席

(1)、(2) 及び (3) の会議に必要な応じて建設コンサルタントを出席させる場合は、必要経費を積算し、別途契約により対応するものとする。

なお、工事受注者の同会議出席に要する経費については、当該工事の現場管理費の中の通信交通費に含まれるものと考えており、開催回数に関らず変更契約の対象としない。

(5) 工事円滑化会議及び設計変更確認会議において確認した事項については、打合せ記録簿に記録し、相互に確認するものとする。

7. 熱中症対策に資する現場管理費の補正

(1) 本工事は、熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行工事の対象とし、日最高気温の状況に応じた現場管理費の補正を行う対象工事である。

(2) 用語の具体的な内容は次のとおりである。

ア 真夏日

日最高気温が30℃以上の日をいう。

イ 工期

準備・後片付け期間を含めた工期をいう。なお、年末年始休暇分として12月29日から1月3日までの6日間、8月を挟む工事では夏季休暇分として土日以外の3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は含まない。

ウ 真夏日率

以下の式により算出された率をいう。

$$\text{○真夏日率} = \text{工期期間中の真夏日} \div \text{工期}$$

- (3) 受注者は、工事着手前に工事期間中における気温の計測方法及び計測結果の報告方法を記載した施工計画書を作成し、監督職員へ提出する。
- (4) 気温の計測方法については、施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所の気温又は環境省が公表している観測地点の暑さ指数(WBGT)を用いることを標準とする。
なお、WBGTを用いる場合は、WBGTが25℃以上となる日を真夏日と見なす。
ただし、これによりがたい場合は、施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所以外の気象観測所で気象業務法(昭和27年法律第165号)に基づいた気象観測方法により得られた計測結果を用いることも可とする。
- (5) 受注者は、監督職員へ計測結果の資料を提出する。
- (6) 発注者は、受注者から提出された計測結果の資料を基に工期中の日最高気温から真夏日率を算定した上で補正値を算出し、現場管理費率に加算し設計変更を行うものとする。

$$\text{○補正値(\%)} = \text{真夏日率} \times \text{補正係数※}$$

※補正係数：1.2

8. 現場環境の改善の試行

本工事はだれでも働きやすい現場環境(快適トイレ)の整備について、監督職員と協議し、変更契約においてその整備に必要な経費を計上する試行工事である。

(1) 内容

受注者は、現場に以下のア～サの仕様を満たす快適トイレを設置することを原則とする。

ただし、シ～チについては、満たしていればより快適に使用できると思われる項目であり、必須ではない。

【快適トイレに求める機能】

- ア 洋式(洋風)便器
- イ 水洗及び簡易水洗機能(し尿処理装置付き含む)
- ウ 臭い逆流防止機能
- エ 容易に開かない施錠機能
- オ 照明設備
- カ 衣類掛け等のフック、荷物の置ける棚等(耐荷重を5kg以上とする)

【付属品として備えるもの】

- キ 現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示
- ク 周囲からトイレの入口が直接見えない工夫
- ケ サニタリーボックス
- コ 鍵と手洗器
- サ 便座除菌クリーナー等の衛生用品

【推奨する仕様、付属品】

- シ 便房内寸法900×900mm以上(面積ではない)
- ス 擬音装置(機能を含む)
- セ 着替え台
- ソ 臭気対策機能の多重化
- タ 室内温度の調整が可能な設備

チ 小物置き場（トイレトペーパー予備置き場等）

（２）快適トイレに要する費用

快適トイレに要する費用については、当初は計上していない。

受注者は、上記（１）の内容を満たす快適トイレであることを示す書類を添付し、規格、基数等の詳細について監督職員と協議することとし、精算変更時において、見積書を提出するものとする。【快適トイレに求める機能】ア～カ及び【付属品として備えるもの】キ～チの費用については、従来品相当を差し引いた後、51,000 円／基・月を上限に設計変更の対象とする。

なお、設計変更数量の上限は、男女別で各 1 基ずつ 2 基／工事（施工箇所）までとする。

また、運搬・設置費は共通仮設費（率）に含むものとし、2 基／工事（施工箇所）より多く設置する場合や積算上限額を超える費用については、現場環境改善費（率）を想定しており、別途計上は行わない。

（３）快適トイレの手配が困難な場合は、監督職員と協議の上、本項の対象外とする。

9. 現場環境改善費

（１）現場環境改善費の内容は下表のとおりとし、原則として計上項目のそれぞれから 1 内容以上選択し合計 5 つの内容を実施することとする。ただし、地域の状況又は工事内容により組合せ、実施項目数及び実施内容を変更しても良い。詳細については、監督職員と協議実施する。

なお、内容に変更が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。

（２）下表に示す内容において、受注者は、具体的な実施内容、実施期間を施工計画書に含めて監督職員に提出するものとする。

（３）受注者は、工事完成時に現場環境改善費の実施状況が分かる写真を督監職員に提出するものとする。

計上項目	実施する内容（率計上分）
仮設備関係	①用水・電力等の供給設備 ②緑化及び花壇 ③ライトアップ施設 ④見学路及び椅子の設置 ⑤昇降設備の充実 ⑥環境負荷の低減
営繕関係	①現場事務所の快適化（女性用更衣室の設置を含む） ②労働宿舍の快適化 ③デザインボックス（交通誘導警備員待機室） ④現場休憩所の快適化 ⑤健康関連設備及び厚生施設の充実等
安全関係	①工事標識・照明等安全施設のイメージアップ（電光式標識等） ②盗難防止対策（警報器等） ③避暑（熱中症予防）又は防寒対策
地域連携	①地域対策費（農家との調整、地域行事等の経費を含む） ②完成予想図 ③工法説明図 ④工事工程表 ⑤デザイン工事看板（各工事 PR 看板含む） ⑥見学会等の開催（イベント等の実施含む） ⑦見学所（インフォメーションセンター）の設置及び管理運営 ⑧パンフレット又は工法説明ビデオ ⑨社会貢献

10. 週休 2 日による施工

（１）本工事は、週休 2 日に取り組むことを前提として、労務費、機械経費（賃料）、共通仮設

費（率分）、現場管理費（率分）を補正した試行対象工事である。受注者は、契約後、週休 2 日による施工を行わなければならない。なお、受注者の責によらない現場条件・気象条件等により週休 2 日相当の確保が難しいことが想定される場合には監督職員と協議するものとする。

- (2) 「週休 2 日」とは、対象期間を通じた現場閉所の日数が、4 週 8 休以上となることをいい、対象期間内の現場閉所日数の割合が 28.5%（8 日／28 日）以上の水準に達する状態をいう。なお、ここでの対象期間、現場閉所等の具体的な内容は次のとおりである。

- ① 対象期間とは、工事着手日から工事完成日までの期間をいう。なお、対象期間において、年末年始を挟む工事では年末年始休暇分として 12 月 29 日から 1 月 3 日までの 6 日間、8 月を挟む工事では夏季休暇分として土日以外の 3 日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間、余裕期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。
- ② 現場閉所とは、現場事務所等での事務作業を含め、1 日を通して現場作業が行われない状態をいう。ただし、現場安全点検や巡視作業等、現場管理上必要な作業を行うことは可とする。
- ③ 降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

- (3) 週休 2 日（4 週 8 休以上）の実施の確認方法は、次によるものとする。

- ① 受注者は、契約後、週休 2 日の実施計画書を作成し監督職員へ提出する。
- ② 受注者は、週休 2 日の実施状況を定期的に監督職員へ報告する。なお、週休 2 日の実施状況の報告については、現場閉所実績が記載された日報、工程表や休日等の作業連絡記録、安全教育・訓練等の記録資料等により行うものとする。
- ③ 監督職員は、上記受注者からの報告により週休 2 日の実施状況を確認するものとし、必要に応じて受注者からの聞き取り等を行う。
- ④ 監督職員は、受注者から定期的な報告がない場合や、実施状況が確認できない場合などがあれば、受注者から上記②の記録資料等の提示を求め確認を行うものとする。
- ⑤ 報告の時期は、受注者と監督職員が協議して定める。

- (4) 監督職員が週休 2 日の実施状況について、必要に応じて聞き取り等の確認を行う場合には、受注者は協力するものとする。

- (5) 発注者は、現場閉所を確認した場合は、現場閉所状況に応じた以下に示す補正係数により、労務費、機械経費（賃料）、共通仮設費（率分）、現場管理費（率分）を補正する。

ア 補正係数

	4 週 8 休以上
現場閉所率	28.5%（8 日／28 日）以上
労務費	1.02
機械経費（賃料）	1.02
共通仮設費（率分）	1.02
現場管理費（率分）	1.05

イ 補正方法

当初積算において 4 週 8 休以上の達成を前提とした補正係数を各経費に乗じている。

なお、発注者は、工事完成時に現場閉所の達成状況を確認後、4 週 8 休に満たない場合

は、工事請負契約書第 25 条の規定に基づき請負代金額のうち、それぞれの経費につき上記アに示す補正係数による補正を行わずに減額変更する。また、提出された工程表が週休 2 日の取得を前提としていないなど、明らかに受注者側に週休 2 日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、契約違反として「地方農政局工事成績等評定実施要領（模範例）の制定について」（平成 15 年 2 月 19 日付け 14 地第 759 号大臣官房地方課長通知。以下「工事成績要領」という。）別紙 8（事業（務）所長用）に示す「7. 法令遵守等」において、点数 10 点を減ずるものとする。

- (6) 週休 2 日の確保に取り組む工事において、市場単価方式・土木工事標準単価による積算に当たっては、現場閉所状況に応じて、以下のとおり補正する。

名称	補正係数
	4 週 8 休以上
鉄筋工	1.02
U 型側溝	1.02
自由勾配側溝	1.02
構造物取壊し工	1.02

11. 週休 2 日制の促進

- (1) 本工事は、週休 2 日制を促進するため、現場閉所状況に応じて工事成績要領に基づく工事成績評定において加点評価を行うとともに、週休 2 日制工事の促進における履行実績取組証明書（以下「履行実績取組証明書」という。）の発行を行う工事である。

- (2) 発注者は、現場閉所状況が 4 週 8 休以上（現場閉所率 28.5%（8 日/28 日）以上）と確認した場合は、工事成績評定において加点評価するものとする。ただし、工事成績評定の合計は 100 点を超えないものとする。また、明らかに受注者側に週休 2 日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、工事成績評定の点数を 10 点減ずることとする。なお、加点評価に当たっては、以下のとおりとする。

- ① 他の模範となるような受注企業の働き方改革に係る取組を本工事において実施した場合は、工事成績要領別紙 5 に示す「4. 創意工夫」に、次の評価項目を追加した上で最大 2 点を加点評価する。なお、複数事項への取組や実施状況の内容に応じて 1 点、2 点で評価する。

○監督職員用

【働き方改革】

- ☐ 週休 2 日（4 週 8 休以上）の確保に向けた企業の取組が図られている。
☐ 若手や女性技術者の登用など、担い手の確保に向けた取組が図られている。

- ② 現場閉所による週休 2 日相当（4 週 8 休以上）が達成した場合は、工事成績要領別紙 3-1 に示す「2. 施工状況（Ⅱ工程管理）」に、次の 2 つの評価項目を追加し、両方で加点評価する。ただし、週休 2 日に満たない（休日率 4 週 6 休以上）場合は、「休日の確保を行った。」のみを評価する。

○監督職員用

- ☐ 休日の確保を行った。
☐ その他 [理由：現場閉所により週休 2 日（4 週 8 休以上）の確保を行った。]

○事業（務）所長用

- ☐ 工程管理に係る積極的な取組が見られた。

☐ その他 [理由：現場閉所により週休2日（4週8休以上）の確保に取り組んだ。]

- ③ 現場閉所による週休2日相当（4週8休以上）が達成したことに加え、対象期間内の全ての土曜及び日曜日に現場閉所を行った場合は、工事成績要領別紙8に示す「7. 法令遵守等」に次の評価項目を追加した上で1点を加点点評価する。

○事業（務）所長用

☐ その他 [理由：現場閉所による週休2日（4週8休以上）の確保を行ったとともに全ての土曜及び日曜日に現場閉所を行った。]

- （3）監督職員は、受注者からの報告により現場閉所状況が4週6休以上（現場閉所率21.4%（6日/28日）以上）と確認した場合は、履行実績取組証明書を発行するもの

12. 地域外からの労働者確保に要する間接工事費の設計変更

- （1）本工事は、「共通仮設費（率分）のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の下記に示す経費（以下「実績変更対象経費」という。）について、工事実施にあたって積算額と実際の費用に乖離が生じることが考えられる。契約締結後、受注者の責によらない地元調整等により施工計画に変更が生じ、積算基準の金額想定では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更することができる。

営繕費：労働者送迎費、宿泊費、借上費

労務管理費：募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用

- （2）発注者は、契約締結後、受注者から請負代金内訳書の提出があった場合、共通仮設費及び現場管理費に対する実績変更対象経費の割合（以下、「割合」という。）を提示する。
- （3）受注者は、（2）により発注者から示された割合を参考にして、実績変更対象経費に係る費用の内訳を記載した実績変更対象経費に関する実施計画書（以下、「計画書」という。）を作成し、監督職員に提出するものとする。
- （4）受注者は、最終精算変更時点において、実績変更対象経費に関する変更実施計画書（以下、「変更計画書」という。）を作成するとともに、変更計画書に記載した計上額が証明できる書類（領収書、又は金額の妥当性を証明する金額計算書等）を添付して監督職員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。
- （5）受注者の責めに帰すべき事由による増加費用と認められるものについては、設計変更の対象としない。
- （6）発注者は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、「土地改良事業等請負工事積算基準に基づき算出した額」から「計画書に記載された共通仮設費（率分）と現場管理費の合計額」を差し引いた後、「（4）の証明書類において妥当性が確認できた費用」を加算して算出した金額を設計変更の対象とする。
- （7）発注者は、受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合、法的措置、指名停止等の措置を行う場合がある。
- （8）疑義が生じた場合は、受発注者間で協議するものとする。

13. 1日未満で完了する作業の積算

- （1）本工事における1日未満で完了する作業の積算（以下、「1日未満積算基準」という。）は、変更積算のみに適用する。
- （2）受注者は、施工パッケージ型積算基準と乖離があった場合に、1日未満積算基準の適用について、協議の発議を行うことができる。
- （3）同一作業員の作業が他工種等の作業と組合せて1日作業となる場合には、1日未満積算基準は適用しない。

- (4) 受注者は、協議に当たって、1日未満積算基準に該当することを示す書面、その他協議に必要となる根拠資料（見積書、契約書、請求書等）により、施工パッケージ型積算基準との乖離が確認できない場合には、1日未満積算基準は適用しない。
- (5) 災害復旧工事等で人工精算する場合や、「時間的制約を受ける工事の積算方法」を適用して積算する場合等、1日未満積算基準以外の方法によることが適当と判断される場合には、1日未満積算基準を適用しない。

14. 共通仮設費率分の適切な設計変更について

- (1) 本工事は、「共通仮設費（率分）のうち運搬費及び準備費」の下記に示す経費（以下「実績変更対象経費」という。）について、工事実施にあたって積算額と実際の費用に乖離が生じた場合は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更することができる。

運搬費：建設機械の運搬費

準備費：伐開・除根・除草費

- (2) 発注者は、契約締結後、共通仮設費に対する実績変更対象経費の割合（以下、「割合」という。）を提示する。
- (3) 受注者は、(2)により発注者から示された割合を参考にして、実績変更対象経費に係る費用の内訳について設計変更の協議ができるものとする。
- (4) 受注者は、最終精算変更時点において、実績変更対象経費に関する内訳書（以下、「内訳書」という。）を作成するとともに、内訳書に記載した計上額が証明できる書類（領収書、又は金額の妥当性を証明する金額計算書等）を添付して監督職員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。
- (5) 受注者の責めに帰すべき事由による増加費用と認められるものについては、設計変更の対象としない。
- (6) 発注者は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、「土地改良事業等請負工事共通仮設費算定基準に基づき算出した額」から「内訳書に記載された共通仮設費（率分）の合計額」を差し引いた後、「(4)の証明書類において妥当性が確認できた費用」を加算して算出した金額を設計変更の対象とする。
- (7) 発注者は、受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合、法的措置、指名停止等の措置を行う場合がある。
- (8) 疑義が生じた場合は、受発注者間で協議するものとする。

15. CORINS への登録

技術者の従事期間は、契約（変更の場合は、変更契約）工期をもって登録することとし、余裕期間を含まないことに留意すること。

第14章 定めなき事項

この特別仕様書に定めない事項又は本工事の施工に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
直接工事費（仮設工を除く）				「概」と表示しているものは概数数量発注による数量
1. 仮設進入路工、プラントヤード・仮置場工				
（1）仮設進入路工				
土砂等運搬（土砂）	荒小屋東仮置場→現場	m ³	710	「概」
盛土 B<1.0m		m ³	49.000	「概」
盛土 1.0m≤B≤2.5m		m ³	159.000	「概」
路体（築堤）盛土		m ³	430	「概」
敷鉄板 【貸与品】	t=22mm	m ²	121	「概」
敷鉄板	t=22mm	m ²	232	「概」
安定シート	ホ°リフ°ロピ°レン（P.P）系織布 980N/5cm	m ²	3,014	「概」
耕地保護盛土	山砂	m ³	480	「概」
購入土	山砂	m ³	640.000	「概」
表層（車道・路肩部）	再生密粒度アスコン20F、 t=5cm	m ²	1,804	「概」
上層路盤（車道・路肩部）	粒度調整碎石M-40、 t=10cm	m ²	1,804	「概」
下層路盤（車道・路肩部）	再生クラッシャーランRC-40、 t=30cm	m ²	1,804	「概」
取水管	VU φ 150	m	12.000	「概」
仮畦畔		m	61.600	「概」
鉄筋コンクリートベンチフリューム	BF-300	m	6.0	「概」
高密度ポリエチレン管	シングル管、φ 500 無孔管	m	52.000	「概」
高密度ポリエチレン管	シングル管、φ 200 無孔管	m	23.200	「概」
（2）プラントヤード・仮置場				
路体（築堤）盛土		m ³	450	「概」
安定シート	ホ°リフ°ロピ°レン（P.P）系織布 980N/5cm	m ²	11,832	「概」
耕地保護土	山砂	m ³	4,000	「概」
購入土	山砂	m ³	3,170.000	「概」

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
土砂等運搬（山砂）	荒小屋東仮置場→現場	m ³	1,740	「概」
土砂等運搬（土砂）	荒小屋東仮置場→現場内 仮置	m ³	500	「概」
集水管	高密度ポリエチレン管 φ150 有孔管	m	356.000	「概」
集水管	高密度ポリエチレン管 十字管 φ150	個	5.000	「概」
フィルター材	単粒度砕石5号	m ³	69.000	「概」
吸出し防止材	合成不織布 厚10mm 9.8KN/m	m ²	459.000	「概」
2. 工事用道路				
(1) 工事用道路				
表土はぎ	t=30cm	m ³	3,360.000	
掘削		m ³	1,040.000	
建設発生土運搬	仮置場へ運搬	m ³	4,400	
土砂等運搬	砂子田仮置場→現場	m ³	3,910	
盛土 B<1.0m		m ³	14.000	
盛土 1.0m≤B≤2.5m		m ³	12.000	
盛土 2.5m≤B≤4.0m		m ³	25.000	
路体（築堤）盛土		m ³	3,500	
荒仕上げ		式	1	
敷鉄板	t=22mm	m ²	270	
敷砂利	RC-40, t=10cm	m ²	7,432	
3. 堤脚水路				
(1) 堤脚水路				
排水フリュームB500×H900	再利用 設置	m	567.6	
可変勾配側溝型暗渠B500×H900		m	47.2	
ベンチフリュームB300×H200	新設	m	31.5	
ベンチフリュームB300×H200	再利用 設置	m	9.6	

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
U字溝 6 0 0	再利用 設置	m	10.0	
ボックスカルバート B 6 0 0 × H 6 0 0	再利用 設置	m	7.1	
プレキャスト集水桝	800×800×1200	基	7.000	
プレキャスト集水桝	800×800×1500	基	4.000	
プレキャスト集水桝	600×600×500	基	1.000	
プレキャスト集水桝	900×900×1200	基	2.000	
建設発生土運搬	仮置場へ運搬	m3	770	
4. 構造物撤去工				
(1) 構造物撤去工				
排水フリーム B 5 0 0 × H 9 0 0	再利用 撤去	m	567.6	
U字溝 6 0 0	再利用 撤去	m	10.0	
ボックスカルバート B 6 0 0 × H 6 0 0	再利用 撤去	m	7.1	
鉄筋コンクリートベンチフリーム	L=2000, 1000kg/個以下	m	9.6	
(2) 構造物取壊し工				
コンクリート構造物取壊し	有筋	m3	165	
殻運搬	有筋コンクリート殻	m3	165	
処理（産業廃棄物処分費）	有筋コンクリート	m3	165	
5. 農地復旧工				
(1) 畦畔復旧				
畦畔復旧		m	510	
(2) 田面排水付替				
田面排水	B300×H600（田面排水桝 再利用設置）	箇所	15.000	
直接工事費（仮設工）				
1. 仮設工				
(1) 砂子田仮置場養生工				

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
敷鉄板	t=22mm	m ²	390	
(2)除雪工				
除雪工	人力除雪（構造物周辺）	m ³	700.000	
除雪工	BH機械除雪（土工部）	m ³	3,600.000	
除雪工	WL機械除雪（工事用進入路ほか）	m ³	16,100.000	
(3)安全費				
交通誘導警備員	交通誘導警備員A（国道107号線）	人	20	
交通誘導警備員	交通誘導警備員B（市道薄井線）	人	57	
官貸額（直工）				
1. 仮設工				
(1)敷鉄板				
敷鉄板賃料【貸与品】		m ²	121.000	
2. その他				
(1)運搬費				
共通仮設（積上げ）				
運搬費				
仮設材輸送（敷鉄板）	秋田県横手市雄物川町今宿～現場 貸与品	式	1	
仮設材輸送（敷鉄板）	秋田市～現場	式	1	
仮設材輸送（敷鉄板）	秋田市～砂子田仮置場	式	1	
一括計上価格				
1. 土壌分析				
(1)土壌分析				
カドミウム含有量試験		検体	15.000	
カドミウム溶出試験		検体	15.000	
2. 騒音振動調査				

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
(1)騒音振動調査				
騒音調査	2方向×3地点/1発生源	回	1.000	
振動調査	3点/1測線	回	1.000	

国営土地改良事業の工事施行に伴う土地の使用基準

東北農政局

- 1 この基準は、国営土地改良事業の工事施行に必要な土地の適正な使用に関する取扱いを定め、もって事業の円滑な遂行を図ることを目的とする。
- 2 この使用基準において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
 - ① 所有者等 土地の所有者又は使用権者をいう。
 - ② 借地した土地 国営土地改良事業の用に供することを目的として、発注者である国（以下「発注者」という。）が、所有者等から一定の期間使用する権限を得た土地をいう。
 - ③ 関係者 借地した土地の所有者等及び隣接地土地の所有者等をいう。
- 3 工事の請負者は、発注者が借地した土地を指定仮設用地（以下「仮設用地」という。）として使用する場合は、発注者の指示に基づくほか、下記の事項を厳守するものとする。

記

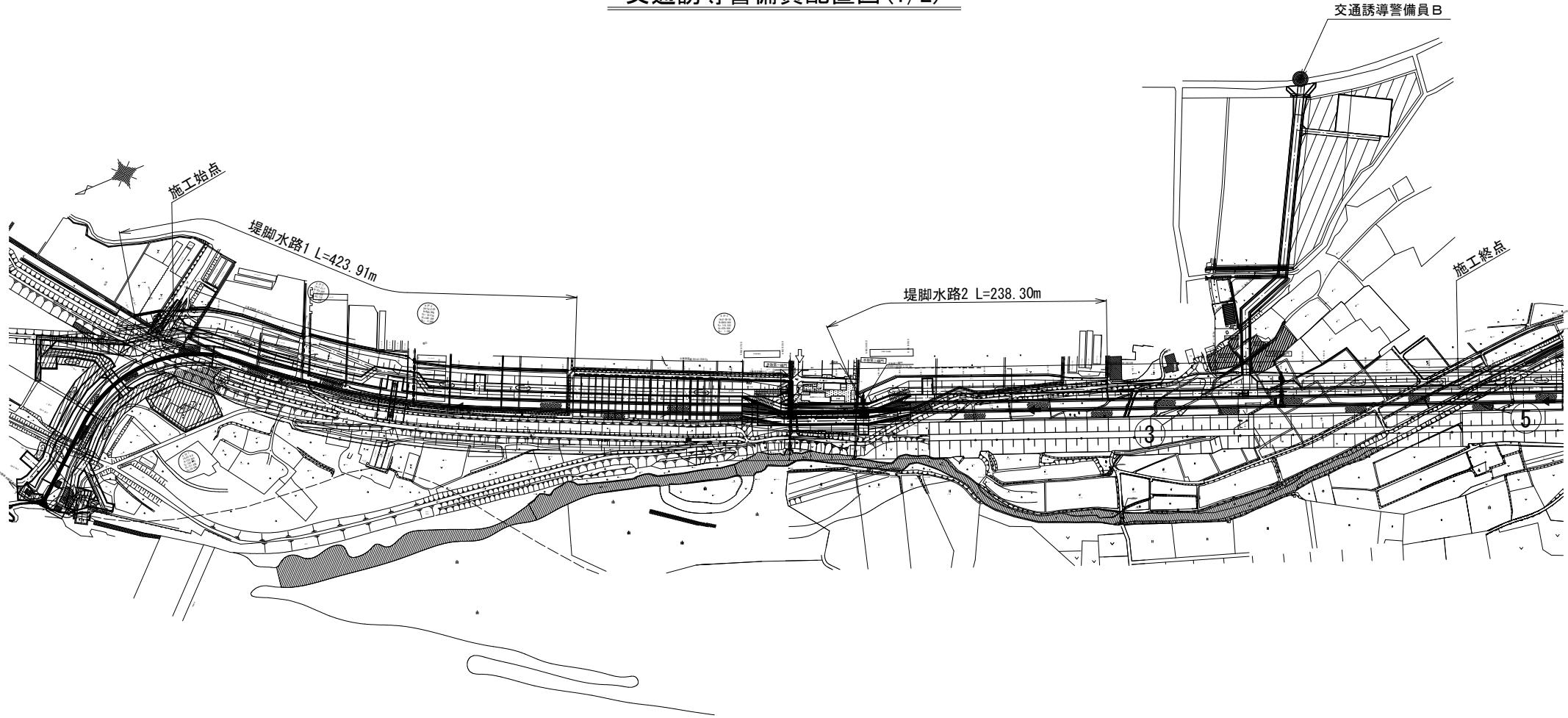
- （１）仮設用地の使用期間は、原則として工事着手から工事完了までとする。
ただし、工事着手前及び工事完了後においても当該仮設用地を必要とする場合は、あらかじめ発注者と協議の上、当該期間に含めることができるものとする。
- （２）仮設用地の管理は、工事の着手の日から返還をする日までの間、工事の請負者が責任をもって行うものとし、苦情等が出ないように対処するものとする。
- （３）仮設用地は、発注者に指示された工事施行の目的以外に使用してはならない。
- （４）仮設用地に隣接する土地の所有者等との調整を図るため、用排水機能及び通作等周辺の営農に支障を及ぼすことのないように措置するものとする。
- （５）仮設用地は、特別の事情等がある場合を除き、使用後はすべて原状に回復し、所有者等に返還するものであることから、次の事項に留意するものとする。
 - ① 仮設用地として、使用前及び返還に当たっての取扱いについては、あらかじめ関係者と調整の上、齟齬が生じないように努めるものとする。
 - ② 使用前の土地の状況及び境界杭等の把握に努め、写真、記録簿等に整理を行う等、返還時における作業を円滑に進めることができるように図るものとする。
特に既存の境界杭の保全に努めるとともに、これにより難しい場合は返還時に境界紛争等が生じないように、控杭の設置等を行っておくものとする。
また、農地の場合にあつては、発注者及び所有者等の立会のもとに耕土深及び暗渠排水施設の有無等、所要の調査を実施しておくものとする。
 - ③ 農地を仮設用地として使用する場合は、返還後の耕作に影響を及ぼす恐れがあることから、従前の個別の土地条件を損なわないようにするため、工法その他について十分配慮するものとする。

(6) 使用した土地の返還に当たっては、特に次の事項に留意するものとする。

- ① 不陸、高低、畦畔及び境界の位置等に留意するとともに、仮排水路等の用に供する等の耕盤を損なう使用をした場合には、耕盤の復旧に努めるとともに使用前の耕土深の確保を図ること。
- ② 復旧する耕作土は、原則として既存の耕作土によることとし、心土、礫及び雑物等耕作に支障となるものの混入がないようにすること。
- ③ 発注者が、借地した土地を当該所有者等に返還するに当たっては、請負者はこれに協力しなければならない。

(7) この取扱基準に定めのない事項又は疑義等が生じた事項については、速やかに発注者の指示を受け又は協議して処理するものとする。

交通誘導警備員配置図(1/2)



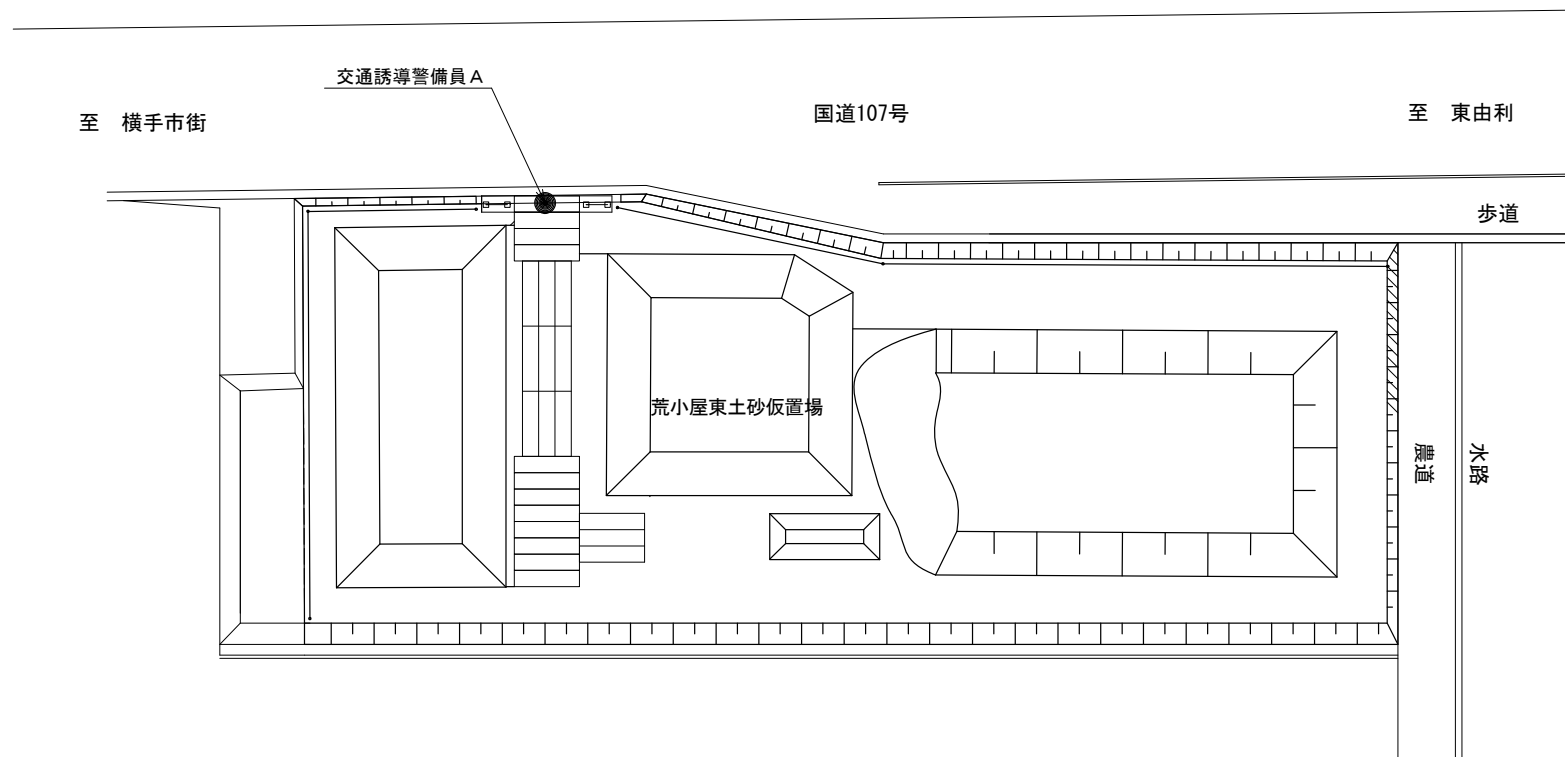
< 凡 例 >

● 交通誘導警備員

工 事 名	令和6年度 横手西部農業水利事業 石狩川幹線排水路仮設進入路造成他工事		
図 面 名	交通誘導警備員配置図(1/2)		
作成年月日			
縮 尺	図面番号	別図1－1	
会 社 名			
事業所名	東北農政局 平鹿平野農業水利事業所		

交通誘導警備員配置図(2/2)

荒小屋東土砂仮置場



< 凡 例 >

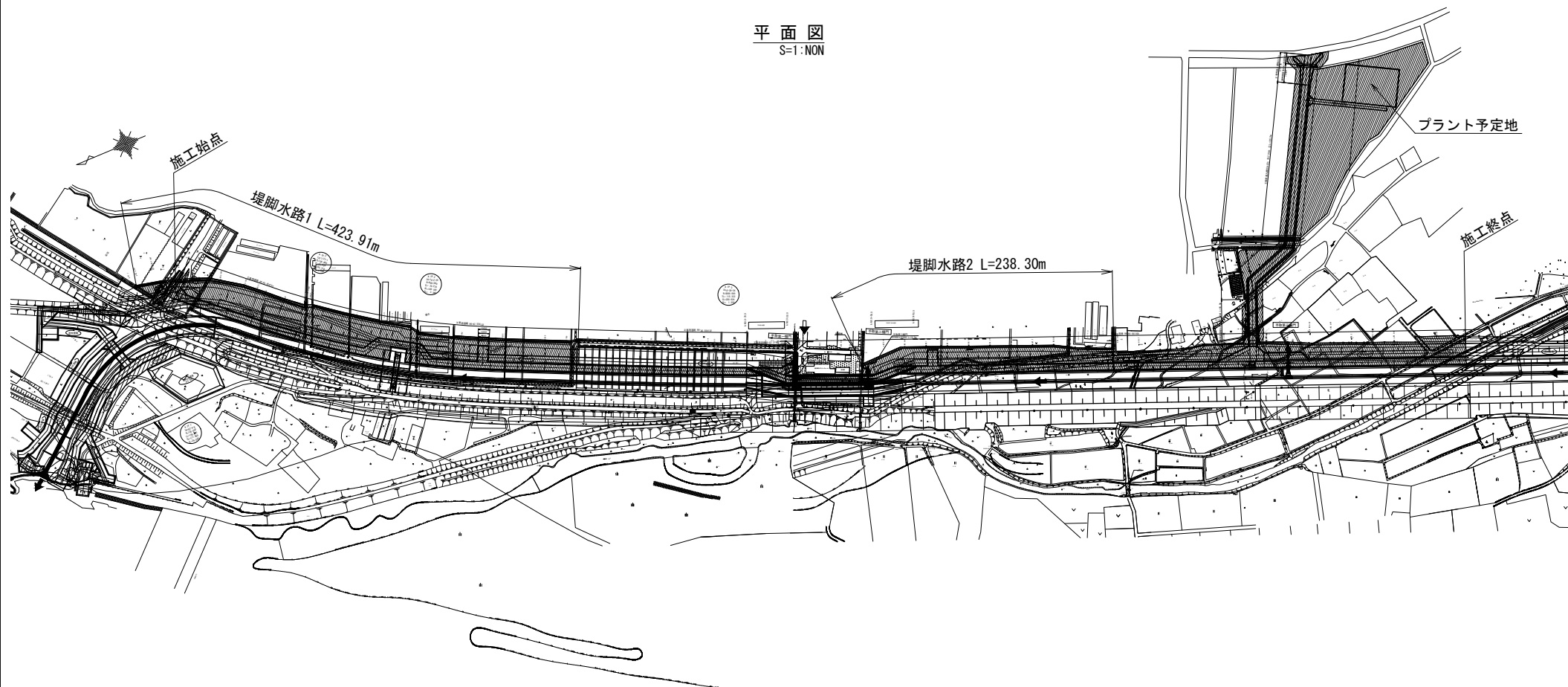
● 交通誘導警備員

工 事 名	令和6年度 横手西部農業水利事業 石狩川幹線排水路仮設進入路造成他工事		
図 面 名	交通誘導警備員配置図(2/2)		
作成年月日			
縮 尺		図面番号	別図 1－2
会 社 名			
事業所名	東北農政局 平鹿平野農業水利事業所		

工事用地計画図

別図-2

平面図
S=1:NON



< 凡 例 >



工事用地

工事名	令和6年度 横手西部農業水利事業 石狩川幹線排水路仮設進入路造成他工事		
図面名	工事用地計画図		
作成年月日			
縮尺	S=1:NON	図面番号	別図-2
会社名			
事業所名	東北農政局 平鹿平野農業水利事業所		

令和6年度 横手西部農業水利事業

石持川幹線排水路仮設進入路造成他工事

図 面 目 録

図 面 番 号	図 面 名 称	枚 数	備 考
1	位置図	1	
2	全体計画平面図	1	
3 - 1 / 5	仮設進入路・プラントヤード・仮置場計画図(1/5)	1	
2 / 5	仮設進入路・プラントヤード・仮置場計画図(2/5)	1	
3 / 5	仮設進入路・プラントヤード・仮置場計画図(3/5)	1	
4 / 5	仮設進入路・プラントヤード・仮置場計画図(4/5)	1	
5 / 5	仮設進入路・プラントヤード・仮置場計画図(5/5)	1	
4 - 1 / 25	工事用道路計画図(1/25)	1	
2 / 25	工事用道路計画図(2/25)	1	
3 / 25	工事用道路計画図(3/25)	1	
4 / 25	工事用道路計画図(4/25)	1	
5 / 25	工事用道路計画図(5/25)	1	
6 / 25	工事用道路計画図(6/25)	1	
7 / 25	工事用道路計画図(7/25)	1	
8 / 25	工事用道路計画図(8/25)	1	
9 / 25	工事用道路計画図(9/25)	1	
10 / 25	工事用道路計画図(10/25)	1	
11 / 25	工事用道路計画図(11/25)	1	
12 / 25	工事用道路計画図(12/25)	1	
13 / 25	工事用道路計画図(13/25)	1	
14 / 25	工事用道路計画図(14/25)	1	
15 / 25	工事用道路計画図(15/25)	1	
16 / 25	工事用道路計画図(16/25)	1	
17 / 25	工事用道路計画図(17/25)	1	
18 / 25	工事用道路計画図(18/25)	1	
19 / 25	工事用道路計画図(19/25)	1	
20 / 25	工事用道路計画図(20/25)	1	
21 / 25	工事用道路計画図(21/25)	1	
22 / 25	工事用道路計画図(22/25)	1	
23 / 25	工事用道路計画図(23/25)	1	
24 / 25	工事用道路計画図(24/25)	1	
25 / 25	工事用道路計画図(25/25)	1	
5 - 1 / 20	堤脚水路計画図(1/20)	1	
2 / 20	堤脚水路計画図(2/20)	1	

令和6年度 横手西部農業水利事業

石持川幹線排水路仮設進入路造成他工事

図 面 目 録

図 面 番 号	図 面 名 称	枚数	備考
5 - 3 / 20	堤脚水路計画図(3/20)	1	
4 / 20	堤脚水路計画図(4/20)	1	
5 / 20	堤脚水路計画図(5/20)	1	
6 / 20	堤脚水路計画図(6/20)	1	
7 / 20	堤脚水路計画図(7/20)	1	
8 / 20	堤脚水路計画図(8/20)	1	
9 / 20	堤脚水路計画図(9/20)	1	
10 / 20	堤脚水路計画図(10/20)	1	
11 / 20	堤脚水路計画図(11/20)	1	
12 / 20	堤脚水路計画図(12/20)	1	
13 / 20	堤脚水路計画図(13/20)	1	
14 / 20	堤脚水路計画図(14/20)	1	
15 / 20	堤脚水路計画図(15/20)	1	
16 / 20	堤脚水路計画図(16/20)	1	
17 / 20	堤脚水路計画図(17/20)	1	
18 / 20	堤脚水路計画図(18/20)	1	
19 / 20	堤脚水路計画図(19/20)	1	
20 / 20	堤脚水路計画図(20/20)	1	
6 - 1 / 2	既設構造物撤去計画図(1/2)	1	
2 / 2	既設構造物撤去計画図(2/2)	1	
7 - 1 / 2	農地復旧計画図(1/2)	1	
2 / 2	農地復旧計画図(2/2)	1	
8	砂子田土砂仮置場場内計画図	1	
合 計		57	